

役員給与規程

昭和60年5月29日
規 第 17 号

改正 平成4年9月25日規第74号

” 平成14年3月8日規第125号

” 平成16年3月5日規第137号

(総 則)

第1条 財団法人日本ゲートボール連合の役員(非常勤役員を除く。以下同じ。)に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

2 役員は、就任時に満68歳未満でなければならない。

(給 与)

第2条 役員給与は、本俸及び特別手当とする。

(本 俸)

第3条 役員の本俸は、月額とし、600,000円から800,000円の範囲内で、会長がこれを定める。

(特別手当)

第4条 特別手当は、原則として毎年2回、概ね6月及び12月に予算の範囲内で支給する。

(給与の支給定日及び方法)

第5条 役員の本俸の支給定日は、毎月16日(その日が休日に当たるときは、その前日において、その日の最も近い休日でない日)とする。

2 役員特別手当の支給定日は、そのつど定める。

3 役員給与は、法令に基づき、その役員給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で本人に支給する。

(新たに役員となった者の本俸)

第6条 月の初日以外の日において、新たに役員となった者に支給するその

月の本俸の額は、第3条に規定する額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日数で除して得た額に、その者が役員となった日からその月の末日に至るまでの日曜日及び土曜日以外の日数で乗じて得た額とする。

(役員でなくなった者の本俸)

第7条 月の初日以外の日において、退職し、解任され、又は死亡した役員に対して支給するその月の本俸の額は、第3条に規定する額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、解任され、又は死亡した日に至るまでの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、その者が死亡したときは、その月の本俸は、全額を支給する。

(本俸の支給定日の特例)

第8条 前2条の規定による本俸の支給日は、第5条第1項の規定にかかわらず、同項の支給定日によらないことができる。

(退職慰労金)

第9条 役員が退職し、解任され、又は死亡したときは、別の定めにより、退職慰労金を支給することができる。

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところによる計算において生じた円未満の端数は、は、これを切り上げるものとする。

附 則

この規程は、昭和60年5月29日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年9月25日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

役員退職慰労金支給規程

昭和62年9月18日
規 第 49 号

改正 平成8年9月11日規第100号

〃 平成14年3月8日規第126号

〃 平成16年6月4日規第140号

(総 則)

第1条 財団法人日本ゲートボール連合(以下「連合」という。)の役員(理事及び監事)が退職した場合の退職慰労金(以下「退職金」という。)の支給については、本規程の定めるところによる。

(退職金の額)

第2条 常勤役員の退職金の額は、在職1月につき、退職日におけるその者の本俸月額に100分の25以内の率を乗じて得た金額とする。ただし、第7条第2項の規定により引続き在職したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に100分の25以内の率を乗じて得たそれぞれの額の合計とする。

2 前項に規定する乗率は、当該退職者の在職期間および在職中の功績等を考慮のうえ、別表1を基準として会長が定めるものとする。

(退職金の増額)

第3条 常勤役員が業務上の傷病若しくは死亡により退職した場合又は在職中特に功労のあった常勤役員が退職した場合には、会長は、理事会の議決を経て、第2条の規定により計算して得た額を超えて支給することができる。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起

算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない日数（以下「端数日」という。）を生じた月は、1月とする。

- 2 第2条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数日の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数日が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

（非常勤役員の取扱）

第5条 非常勤役員の退職に際しては、連合会長がその者の在職期間及び功績を考慮した上で、特に功労顕著と認められた者に対してのみ慰労金を支給することができる。

（適用除外）

第6条 役員が職務上の義務違反により解任された場合には、本規程は適用しないものとする。

（再任等の場合の取扱）

第7条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員を任命されたときは、その者の退職金の支給については、引続き在職したものとみなす。

- 2 役員が任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

（退職金の支給）

第8条 退職金は、法令によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を、通貨をもって直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

- 2 退職金は、予算その他の特別の事由がある場合を除き、支給事由が発生した日から2月以内に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第9条 前条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に

掲げる順位による。

- (1) 配偶者（婚姻届出をしないが、本人の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で本人の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前号に該当しない者
- 2 前号第2号及び第3号の規定中、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
 - 3 退職金を受けべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

（端数の処理）

第10条 本規程の定めによるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、昭和62年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年9月11日から施行し、平成8年4月1日から適用する。ただし、平成8年3月31日以前の在職期間における常勤役員の退職金については、当該時の本俸月額に100分の36乃至100分の45の率を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

別表 1

役員退職慰労金の基準支給率

役員就任期間	ランク別支給割合（係数：％）		
	A	B	C
一 期 （～2年）	15	13	11
二 期 （～4年）	17	15	13
三 期 （～6年）	19	17	15
四 期 （～8年）	21	19	17
五 期 （～10年）	23	21	19
六 期 （～12年）	25	23	21

* 任期満了による退職は、ランク B を基準とする。

* 支給額は、社会情勢と日本連合の財政状況を考慮し会長が決定する。